

令和 7 年第 4 回本巣市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 8 月 15 日（金曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 15 号 令和 6 年度本巣市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 5 議案第 46 号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 47 号 本巣市職員の育児休業等に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 48 号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 49 号 本巣市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 50 号 本巣市民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 51 号 令和 7 年度本巣市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 11 議案第 52 号 令和 7 年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 認定第 1 号 令和 6 年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 13 認定第 2 号 令和 6 年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 14 認定第 3 号 令和 6 年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 15 認定第 4 号 令和 6 年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 16 認定第 5 号 令和 6 年度本巣市水道事業会計決算について
- 日程第 17 議案第 53 号 令和 6 年度本巣市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 18 認定第 6 号 令和 6 年度本巣市下水道事業会計決算について
- 日程第 19 議案第 54 号 令和 6 年度本巣市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 20 発議第 7 号 本巣市役所旧本庁舎の解体整備に関する決議について
- 日程第 21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番 吉 村 知 浩
3 番 瀬 川 照 司
5 番 片 岡 孝 一

2 番 高 橋 知 子
4 番 飯 尾 龍 也
6 番 高 橋 時 男

7番 寺 町 茂
9番 高 橋 勇 樹
11番 高 田 浩 視
13番 鏑 本 規 之
15番 道 下 和 茂

8番 澤 村 均
10番 今 枝 和 子
12番 河 村 志 信
14番 臼 井 悦 子
16番 大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長 藤 原 勉
教 育 長 川 治 秀 輝
企 画 部 長 林 玲 一
健康福祉部長 林 晃 弘
都市建設部長 高 橋 君 治
教育委員会
事 務 局 長 高 木 孝 人
代表監査委員 三田村 晃 司

副 市 長 谷 口 博 文
総 務 部 長 村 澤 勲
市 民 部 長 加 納 正 康
産業経済部長 瀬 川 清 泰
水道環境部長 青 木 竜 治
会 計 管 理 者 磯 部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 大久保 守 康
議 会 書 記 廣 瀬 知 倫

議 会 書 記 大 西 貞 充
議 会 書 記 内 木 雅 浩

開会の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまから令和 7 年第 4 回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 16 人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第 81 条により、議席番号 4 番 飯尾龍也議員と 5 番 片岡孝一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（道下和茂君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 8 日までの 25 日間とし、8 月 16 日から 8 月 18 日、8 月 20 日から 8 月 24 日、8 月 27 日から 9 月 7 日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、会議について報告をさせていただきます。

第 294 回岐阜県市議会議長会議が 7 月 16 日に多治見市において開催され、副議長とともに出席しましたので、報告をいたします。

会議は、会務報告の後、議案審議に入り、中津川市から提出されましたスマート農業技術導入支援事業の制度の充実などについて、瑞浪市から提出されましたリニア中央新幹線整備事業における環境保全指導について、多治見市から提出されました冤罪被害を防ぎ、被害者救済が適正に行われるための早急な法整備についての要望議案が提出され、全ての議案について原案のとおり可決され

ました。

続いて、令和6年度岐阜県市議会議長会会計の歳入歳出決算認定についての議案が提出され、原案のとおり認定されました。

また、議長会の次期開催地については、関市に決定されました。

以上、会議について報告をいたします。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いいたします。

委員長 寺町茂議員。

○議会だより編集特別委員会委員長（寺町 茂君）

議会だより編集特別委員会から報告をさせていただきます。

議会だより第87号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されたところがあります。

掲載内容につきましては、6月に開催されました第3回定例会の内容が主なものでございます。

表紙には、ホープ防災リーダーズが実施したイベントの様子を掲載いたしました。

2ページからは、令和7年第3回定例会開かれる、議案及び審議の結果、委員会活動、全国市議会議長会・東海市議会議長会からの表彰状、議員活動日誌、一般質問、議会だよりが変わります、議員研修、特集、議会だよりへの意見の募集、それから次回議会開会のお知らせを順に掲載いたしました。

今回は、令和7年6月24日、6月30日、7月9日、7月15日の計4回、委員会を開催いたしました。

なお、次回の議会だよりにつきましては、第4回定例会の内容を主なものとし、11月1日に発行予定としております。

以上、議会だより編集特別委員会の報告とします。

○議長（道下和茂君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

まず初めに、東海環状自動車道西回りルートの開通につきまして御説明申し上げます。

東海環状自動車道西回りルートにつきましては、皆さん御存じのとおり、本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジまでの区間が、令和7年8月30日の土曜日に開通する運びとなりました。この本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジまでの区間が開通することにより、名神高速道路、東海北陸自動車道、中央自動車道が東海環状自動車道と連結し、東海地域全体の広域交通ネットワークは強化されることとなります。

市としては、この区間の開通が地域経済の発展に向けた大きな契機と捉えており、今後は交通アクセスの利便性を強調する形で企業の誘致活動や観光プロモーション等をより一層強化し、雇用の

創出や交流人口の拡大など、地域経済の好循環を図ってまいりたいと考えております。

さて、この開通に関連いたしまして、その1週間前の8月23日の土曜日には、同区間の開通を記念したイベント「もとすまいるウォーク&なつまつり」を、もとまるパークと本巣パーキングエリアを会場として行います。開通直前の本巣パーキングエリアから本巣インターチェンジまでの高速道路上を歩くウォーキングを企画しており、市民をはじめとした多くの参加者の皆様に、開通直前の今だけしか味わえない貴重な体験を思う存分楽しんでいただきたいと思います。

また、そのほかにも「なつまつり」としてステージイベントや飲食・物販の出店、はたらく車両の展示などを企画しており、地域の皆様や学生たちの御協力をいただきながら、盛大にお祝いをしたいと考えております。

なお、時期的に真夏での開催となることから、開始時間を午後4時からとしておりますが、それでも暑いことが想定されるため、イベント参加者及び関係者の体調を考慮し、熱中症予防の水分補給のため、市内企業から御寄附をいただく清涼飲料水の配布に加え、道路への散水、ミストファンの設置など、暑さ対策を万全に計画した上で、市内外から多数の参加者を迎えたいと考えております。

それでは、東海環状に関連いたしまして、整備状況のほうを御報告申し上げたいと思います。

市庁舎からも工事の様子が見えますが、防護柵や舗装工事など仕上げの工事が行われ、標識も設置され、着々と完成が近づいてまいりました。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、現在、本巣パーキングエリア及び本巣インターチェンジ周辺の側道部の安全施設等工事を実施しているところでございまして、今年度中に側道を市に引渡しができる予定と聞いております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、現在本巣パーキングエリア及び本線道路上の工事として舗装工事、設備等工事を行い、その他の工事として橋梁下に調整池・立入防止柵、側道部を仕上げる整備工事を行っているところでございます。

なお、今後予定されている工事につきまして、引き続き橋梁下の調整池・立入防止柵、側道部の整備工事が行われると聞いております。市としては、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、災害時における応援協定を高山市内の特定非営利活動法人与締結いたしましたので、御報告を申し上げます。

7月8日、特定非営利活動法人Vネットとの間で、災害時における入浴支援及び送風機等の貸与等に関する協定を締結いたしました。この協定の締結により、大規模災害が発生した際に、避難所への入浴施設や洗濯機等の設置、また浸水被害に遭った家屋等の復旧のための送風機の貸与の支援を受けることができるようになりました。

避難所での身体的・精神的な健康維持は非常に重要な課題であります。本協定の締結が、長期間にわたる避難所生活の中で良好な生活環境を確保する上で大いに寄与することが期待されること

でございます。今後も市民の皆様の安全・安心を確保するため、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、本年2月18日に本巣市役所本庁舎で開催しました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、本年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。このような状況の中、6月23日に樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、令和6年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

初めに、旅客営業の状況について御説明いたします。

通勤・通学の定期利用者数につきましては、令和3年度から増加傾向にありました通勤定期が7,920人減少しましたが、一方、通学定期が2万6,400人増加したことにより、前期比104.8%、1万8,480人増の40万4,640人となりました。

また、桜輸送につきましては、15日間で前期比86.6%、877人減の5,662人となったものの、モレラ岐阜駅利用者数は前期比110.2%、1万5,051人増の16万1,928人、また冷酒列車や車庫見学・除雪車乗車体験等の新企画商品の発売や、もとまる商品券付1日フリー乗車券の販売数が好調であったため、定期外利用者は全体として前期比103.7%、1万959人増の30万4,036人となっております。このため、旅客営業収入につきましては、約1,228万円の増収、前期比107.7%の1億7,182万8,754円でございます。

また、営業外収益につきましては、工事の受託や現場立会費が大幅に減少したため、前期比75.8%の6,978万4,357円となっております。

次に、主な経費について御説明いたします。

人件費につきましては、退職により従業員数が2名減少したものの、人材確保のための賃上げにより、前期比で約866万円の増、修繕費につきましては、列車内照明のLED化や新紙幣に対応した両替機の取替え、さらには事故による修繕のため、前期比約220万円の増、動力費は、軽油価格は上昇したものの、列車本数の見直しによる使用量が減少したことにより、前期比約6万円の減となりました。

また、受託工事費が前期比で1,396万円の減となったことに伴い、その他費用が前期比約1,645万円の減となっており、営業経費は全体として前期比98.8%、約388万円減の3億2,505万9,216円となりました。

このため、経常損益につきましては、収益合計2億4,532万1,538円に対し、費用合計が3億2,999万9,375円となり、8,467万7,837円の赤字でございます。この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び国や県の補助金の約1億5,111万円が計上される特別利益などを加味しますと、当期損益としましては、前期比約579万円減の14万7,474円の黒字となっております。

以上、御説明いたしましたとおり、樽見鉄道の経営状況は、沿線町や国・県からの多額の補助金で収支を合わせる状況であり、依然として厳しい状況は変わりません。

このような中、昨年度は10月6日に樽見鉄道は開業40周年を迎え、その記念イベントとして「た
るてつまつり」が開催されました。このイベントでは、車両との綱引き体験やミニ機関車乗車体験
等が行われ、多くの家族連れの皆様が参加されました。

また、もとまる商品券付1日フリー乗車券の販売につきましても、本年度は昨年度より補助額を
減額しながらも継続し、収益の確保に努めているところでございます。

今後の樽見鉄道の経営につきましては、昨今の資材・エネルギー価格の高騰や円安の進行など先
行きが不透明な状況の中で、経費増加などにより経営環境は一層厳しい状況が続くものと考えられ
ますが、沿線市町や国・県の支援を受けながら、地域に必要な公共交通機関としての役割を担って
いけるよう期待をしているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第15号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第4、報告第15号 令和6年度本巣市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたしま
す。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第15号 令和6年度本巣市一般会計継続費精算報告書についてでございます。

庁舎建設事業、庁舎移転支援業務委託事業、庁舎設備整備事業及び本巣消防署用地造成事業の継
続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告させていただくも
のでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

報告第15号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第15号 令和6年度本巣市一般会計継続費精算報告書の補足説明をさせていただ
きます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

令和4年度及び令和5年度に継続費の予算計上をさせていただきました4事業について、令和6
年度に事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和6年度一般
会計の決算認定に併せて継続費精算報告書に御報告させていただくものでございます。

2ページをお開きください。

初めに、庁舎建設事業につきましては、左側の全体計画にございますとおり、令和4年度から令和6年度までの3か年事業として、年割額合計56億1,511万3,000円の予算に対し、中段の実績としまして、支出済額合計55億8,492万9,460円となりました。特定財源の国県支出金は内装木質化の県補助金、地方債は合併特例債と脱炭素化推進事業債を活用し、その他は公共施設等整備基金繰入金などでございます。

2つ目の庁舎移転支援業務委託事業につきましては、令和5年度から令和6年度までの2か年事業として、年割額1,801万8,000円の予算に対し、中段の実績としまして支出済額合計1,666万5,000円となりました。

次の3ページをお開きください。

3つ目の庁舎設備整備事業につきましても、令和5年度から令和6年度までの2か年事業でございまして、年割額合計4億5,681万5,000円の予算に対し、中段の実績としまして、支出済額合計4億3,209万7,530円となりました。特定財源の地方債は、緊急防災・減災事業債を活用したものでございます。

4つ目の本巢消防署用地造成事業につきましても、令和5年度から令和6年度までの2か年事業として、年割額合計1億117万9,000円の予算に対し、中段の実績としまして、支出済額合計9,070万6,000円となりました。特定財源の地方債は、緊急防災・減災事業債を活用したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

以上で報告第15号の報告を終わります。

日程第5 議案第46号から日程第9 議案第50号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第5、議案第46号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第50号 本巢市民俗資料館条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

まず、議案第46号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第47号 本巢市職員の育児休業等に関する条例及び本巢市企業職員の給与の種類及び

基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第48号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第49号 本巣市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

道路構造令の一部改正により、自転車通行帯の設置基準を定めるに当たり、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第50号 本巣市民俗資料館条例の一部を改正する条例についてでございます。

施設の老朽化や維持管理費の増大に伴い、真正民俗資料館を廃止するに当たり、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第46号は総務部長から、議案第47号及び議案第48号は企画部長から、議案第49号は都市建設部長から、議案第50号は教育委員会事務局長から、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第46号の補足説明を総務部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第46号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の1ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございますが、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動費用の公費負担に係る限度額の引上げを目的とした公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、ビラの作成及びポスターの作成の公費負担に係る限度額の引上げについて、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容の主なものでございます。

第2条ですが、ビラを作成する場合、公費負担に係る限度額の算出について、1枚当たりの単価を現行の7円73銭から8円38銭に65銭引き上げ、またポスターを作成する場合、公費負担に係る限度額の算出について、当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じる単価を現行の541円31銭から586円88銭に45円57銭引き上げるものでございます。

第5条ですが、こちらでもビラを作成する場合、公費負担に係る限度額の算出について、1枚当たりの単価を現行の7円73銭から8円38銭に65銭引き上げるものでございます。

なお、今回改正する金額は、いずれも公職選挙法施行令の改正後の金額と同額となっております。
施行期日は公布の日となり、9月21日に執行予定の市議会議員選挙から適用されます。

以上、議案第46号の補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第47号及び議案第48号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第47号 本巣市職員の育児休業等に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明のほうをさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の4ページをお開き願います。

まず、1の改正趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業の取得パターン、用語の定義等について所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、第1条につきましては、本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

第18条関係では、部分休業することができない職員として、非常勤職員の要件から勤務日ごとの勤務時間を削除するものでございます。

第19条の1関係では、1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業とし、第19条の2関係では、1年に10日相当時間数の範囲内の部分休業を第2号部分休業として追加し、育児部分休業取得パターンの多様化を図るものでございます。

第19条の3関係では、部分休業の請求を申し出る単位期間を毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とするものです。

第19条の4関係では、1年につき請求できる第2号部分休業の上限を非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものです。

第20条関係では、部分休業の取得パターンの追加により所要の改正を行うもの。

第21条関係では、部分休業の取消事由を整理し、特別の事情が生じたことにより、申出の内容を変更したときとするものです。

次に、次の5ページになります。

(2)の第2条関係、第2条につきまして、本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてになります。第14条関係としまして、給与の減額を行うについて、部分休業の取得パターンの追加により部分休業の定義を整理するものでございます。

次に、3の適用関係でございますが、令和7年10月1日から施行するもので、経過措置といたしまして、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における、この条例による改正後の本巣市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間

30分」とあるものは「38時間45分」と、同条第2号中「10」を乗じて得た時間とありますのは「5」を乗じて得た時間とするものでございます。

続きまして、10ページのほうをお願いしたいと思います。

こちらは本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてになります。

まず、1の改正趣旨でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴いまして、仕事と育児及び介護との両立を必要とする職員への意向確認や勤務環境の整備等について、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、第16条関係では、配偶者等について定義するものでございまして、第18条の2関係では、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して、制度等に関する情報提供や利用に係る意向確認のための措置、また確認した意向への配慮を行うことを定めるものでございます。

第18条の3関係では、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対して、制度に関する情報提供や意向確認のための措置、また職員へ仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供を行うことを定めるものでございます。

また、第18条の4関係では、勤務環境の整備に関する措置といたしまして、制度等の利用に関する請求等が円滑に行われるよう、研修等の開催、相談窓口の設置等、勤務環境の整備に関する措置を講ずることで、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう支援するものでございます。

次に、3の適用関係でございますが、令和7年10月1日から施行するもので、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前においても、この条例の改正後の本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ、この場合において、その講じられた措置は施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

以上、長くなりましたが、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第49号の補足説明を都市建設部長に求めます。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、議案第49号の本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の15ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、道路構造令の一部改正に伴い、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道区分として、自転車通行帯に関する規定を設け、また市道に自転車通行帯の設置に関する基準を定めるに当たり、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容についてでございます。

(1)第4条関係（車線等）車道から自転車通行帯を除くため、文言を追加するものでございます。

(2)第6条関係（副道）についてでございます。副道から自転車通行帯を除くため、文言を追加するものでございます。

(3)第8条の2関係でございます。（自転車通行帯）自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道区分として、自転車通行帯に関する規定を設けるものでございます。

(4)第32条関係（待避所）車道から自転車通行帯を除くため、文言を追加するものでございます。次に、3の適用関係でございます。

(1)施行の期日は公布の日からでございます。

(2)経過措置といたしまして、施行の際、現に新設または改築の工事中の道路については、従前の例によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

議案第50号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、議案第50号 本巢市民俗資料館条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の議案の概要18ページを御覧ください。

初めに、改正趣旨について御説明させていただきます。

真正民俗資料館につきましては、施設の老朽化に伴い、保管されていた民俗資料が劣化するおそれがあったことから、収蔵品を全て搬出しております。このような状況から、既に民俗資料館としての機能は停止しており、併せて施設の維持管理費が増大していることから、真正民俗資料館を廃止するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明いたします。

第2条関係では、名称及び位置に関する表から真正民俗資料館の項を削除するものであります。

第6条関係では、休館日に関する表から真正民俗資料館の文言を削除するものであります。

別表（第9条関係）では、使用料に関する表から真正民俗資料館の項を削除するものであります。

最後に、施行期日につきましては公布の日からでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（道下和茂君）

議案第46号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

反対の立場で反対討論をするわけでありますけれども、選挙のことについての補助金等々については、何ら反対する理由はないわけでありますけれども、ポスターに関するところの107枚ということについては、107か所にポスターを貼るということになるわけであります。この本巢市においては、北と南、相当人口の増減があるわけであります。それが旧来と同じような形の107か所ということについては、到底容認ができないわけであります。その中において、今回、条例改正の中において107か所ということが規定されるわけであります。

具体的な例で言いますと、根尾地域においては、私も選挙を6回か7回やっているわけでありすけれども、根尾地域のほうにおいては、ポスターを貼りに行ったときに、その地域の住民の方から、この地域には誰も住んでいませんよと、うちはあるけれども誰も住んでいませんよと言われるところが多々あるわけであります。人の住んでいないようなところにポスターを貼る。ただポスターを貼るだけならさほど経費もかからないと思いますけれども、そのポスターを貼るための看板等々の設置、またそれを取り除くための費用等々を考えれば、莫大なお金になるだろうと換算するわけであります。

よって、今回の107枚というところについては到底容認ができませんので、このところに関しては、もう少し削減をすることをよしとする思いで反対の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましても、自分が選挙をやったことがある人においては、無駄なところにたくさんのお金が費やされるということは自覚されていると思いますので、そのことについては部分的な考え方でも結構でございますので、何らかの形の措置を取ることをお願いして、反対討論とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。原案に賛成の発言はございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

私も市議会議員選挙以外にも、知事選挙とか国政選挙でポスターを根尾の担当として貼りにいく役割があります。西谷のほうでは、根尾地域についてですけど、西谷では能郷が一番多くて、見ますと、やっぱり集落は多少になると思われます。東へ行きますと、上大須まで行きますと、集落は

一応あるんですけど、確かに鏑本議員の言われるように、今年の1月9日の選挙では1メートルほどの雪が降ったり、翌日にはまた1メートル降ったという、確かに大変な地域ではありますが、キャンプ場もあり、一応住民票があるのかないかよく分かりませんが、奥谷でもやっぱり集落は見当たると思います。

たとえ一人でも住民がいるということであれば、表示するということは大切なことかと思い、この議案には賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

12番 河村志信議員。

○12番（河村志信君）

この107か所の件につきましては、私は4年前にも同じような質問というか、提案をさせていただきまして、何らの変化がないという中で、鏑本議員のおっしゃられる御意見に賛同するわけなんですけど、逆に、その1枚当たりの掲示板の効率という言い方はよろしくないですけど、南部地域が若干でも人口が増えている中で、非常に逆に少ない感じを受けております。そういうものを定期的というか、逐次、やっぱり見合わせる事が、選挙については公平に皆さんに情報を提供するとすれば、その辺もきちんと対応しないと、ただ、言い方は悪いですけど、形骸化した形の107枚を継続することについては、私はやっぱり反対の立場を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

原案に賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

11番 高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

この議案は、そもそも選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例だというふうに私は理解しております。昨今の物価上昇とかの諸般の諸経費の増加を鑑みて、1枚当たりの時代の情勢に合わせて単価を、負担を大きくしていただこうと。

今、反対討論の中で言われたような話というのは、確かに今後十分検討していく必要があると思いますが、それはこの条例の中で検討すべき話ではなくて、1枚の単価をどうしていくかということで、時代に合わせて単価を上げていくことは、これは今の情勢を見て妥当な話だと思いますので、私は賛成したいと思います。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

お座りください。賛成多数でございます。したがって、議案第46号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第47号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

この議案に関しましては、先ほど説明があったとおり、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、また育児部分休業取得のパターンの多様化ということで、大変すばらしい制度だと思うんですけども、やはり制度だけあっても実際に取れるかどうかというのは、その現場の状況とか、取るほうも、また取られるほうもどうぞという気持ちで、育児と仕事の両立が本当にこの制度の内容に即した形で多様化されるような状況をつくった上での制度だと思います。

この議案を通すこと、条例の改正をすることで、様々なパターンで育休を取られる方がいらっしゃるということが想定されますが、それに対応するための何か策というのはお考えですか。

○議長（道下和茂君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

当然、この育児への参加であったりといったところは、職員への制度理解も併せて行う予定でございます。周りの職場のスタッフがそれを理解して、お互い育児に協力し合える環境を整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員でございます。御着席ください。したがって、議案第47号 本巢市職員の育児休業等に関する条例及び本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第48号を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

先ほどと同じような質問にもなるんですけども、やはりこの条例を施行するに当たって、先ほども意向確認なども入っているので、よりデリケートな内容になると思います。ふだんからの信頼関係であったり、そういった職場の環境が整っていなければ、この制度の意味はないと思いますが、この条例の内容が速やかに多くの職員の方が利用したいと思えるような環境づくりについて、何か策はありますか。

○議長（道下和茂君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

ただいま高橋知子議員がおっしゃいましたように、まず制度を活用する職員については、これから役職定年の職員も増えてまいります中で、丁寧にその制度を活用できるように説明をさせていただきながら、意向確認、介護と仕事が両立できることを十分進めてまいりたいと思いますし、また先ほど来、子育ての職員の理解という中で、周りの職員への協力、理解もしていきたいというふうにお答えさせていただきましたが、それと同様に介護もライフステージの中の大事な取組といえますか、誰でも悩みが出るというところを十分説明させていただきながら、職場環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

それでは、この件について、これは国からの方針ということでルール改正によってなされたことでもありますので、反対する理由もなかろうかと思うわけでもありますけれども、1つお聞きしたいのは、これを実行するに当たって、先ほども高橋知子議員が言われたように、環境づくりができていのかということになる。当然、休みを多く取れば、誰がその分を補うのかということが問題になってくるわけであります。

そうなれば、休みが多くなれば、その休みの人の仕事が他の人に移行されるということになれば、他の人にとっては仕事量が増えるということになり、働き方改革そのものからも逸脱するであろうと思うわけであります。だとするなら、それを補うだけの人員確保ができていのかということになる。

職員において、人員確保が今までの答弁等々から鑑みれば、とても余剰人員はいないということになれば、きつきつのところで今作業をしているとなれば、そのきつきつのところで作業をしている人が1人でも2人でも休むことになれば、それを補う人数が足されて初めてそれが施行できるのではないかなという思いをしておるわけであります。そのような手当てがされているのか否か、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

企画部長に答弁を求めます。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

そういった事案が生じまして、その部署に過度な負担がかかるということになりましたら、会計年度任用職員の任用等で対応してまいりたいというふうに今後は考えておりますし、あと併せて、これまでの業務の効率化といった部分では、DXの推進といった中で業務の効率化と併せて進めてまいりたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

せっかくつくるルールでありますので、そのルールを利用する人が気兼ねなく使えるようにしてこそ初めてルールだと思うわけであります。職員等たちが気兼ねなく使えるような環境づくりをしてもらうことをお願いしておきます。終わり。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員でございます。御着席ください。したがって、議案第48号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第49号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

これ、今、内容を読んでも、今まで記載されていなかったところがたくさん記載されるようになっています。私も勉強不足のことがありますので、最初にお聞きしたいのは、この道路等々の種別が分かれている、この第3種とか第4種について、私は無学でありますので、分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（道下和茂君）

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの質疑に対しまして、都市建設部長に答弁を求めます。

○都市建設部長（高橋君治君）

恐れ入ります。道路の種別についてお答えいたします。

第3種の道路というのは地方部の道路でございまして、第4種の道路というのは都市部の道路でございまして。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

都市部とか田舎というようなことの表現でありましたけれども、私の頭の中には、簡単な言い方をすると、昔は農道という道路と、それから市道というものがあり、また県道というのがあって国道というものがあつたと思うんだけど、呼び名だけではなくて、農道はやっぱ農道という形で道路が造られていた。重量、強度も違うというような形で造られていたと思う。その分類だろうなというふうに解釈をしているわけでありすけれども、そういう解釈の中で今からの質問をするわけでありす。

交通量の多いところとか、少ないところとかというような分類規制がされている。これは非常に分かりやすいなと。けれども、道路というものは生き物であり、年数が変わること、また他の道路等々の建設等々によって、交通量の上限はおのずと変わってくるわけでありす。そういう中において、どういうふうにして自動車道のところから自転車の道路を区別しながら建設をしていくかということでありす。

当然この条例を新たにつけるといふことになれば、この自転車、言葉で言うなら専用とは言いませんが、自転車が通行できる道路を造っていくわけでありす。その中において、道路幅が4メートル等ということが記載されている。今までは4メートルというところの中において、自転車が通行していたものをこんどきに新たに4メートルを除くところに自転車道路を造るといふことになれば、当然それだけの道幅を広げるということになるわけでありす。

条例をつくる以上、それを実行して初めてルールでありますので、もともとできないようなルールならばなから決めなくてもいいだろうという思いをするわけでありす。できない場合は仕方がないようなことが逃げ道で書いてあるけれども、それはやむを得ないという状況でありますので、本来造るのが目的でそれがなされているだろうと思っている。当然、造るにおいては道路の拡張もしなければいけないし、また工事もしなければいけない。そういうものについての手当てがどのように準備されているのか、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

お答えいたします。

国のほうで自転車活用推進法が施行されまして、国のほうでは自転車活用推進計画を閣議決定されております。そういった推進法の中でも、都道府県・市町村は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないとあります。

これに伴いまして、昨今、少子高齢化に伴いまして自動車運転人口が減少していることや、また本市においては多数の生徒が自転車通学をしていることなどを勘案しますと、今後ますます自転車

の通行、自転車に対する期待度が高まってくるという中で、本市においても、この自転車活用推進計画を策定しまして、それに基づきまして自転車道の整備を行っていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番 鏑本規之議員。

○13番（鏑本規之君）

法律が変わって、自転車というものが車と同じような扱いになって、ヘルメット着用、またいろんなルールがつくられた中において、違反をすれば罰金が科せられるというルールになってきています。そういう中において、本巢市においては学校がたくさんある、また高校もあることから鑑みて、学生たちが自転車通学をするというときに、まずその安全を確保することが大事であろうと思っているわけであります。

また、私のように後期高齢者になると、免許証を返しなさいという形になっていきます。そうすると移動手段としては自転車しかなくなるわけであります。この自転車に対する交通事故の高齢者の交通事故というものが極めて多い中において、この条例を定めることにおいて、それを確保しなければならないだろうと思っている。

国においてもそういうことについては進めなさいということで閣議決定されているという報告でありますので、当然それに伴う予算等々は国からも出るだろうと思っているけれども、この近年の道路需要等々、また道路の補強等々の予算の計上を見てみると、昨年度の予算、また今年度の予算においても削減ということになっている。ただ、修理に対する舗装工事についての予算は多くはなっているけれども、道幅等々を広げるということになれば、それに伴う財源が必要であろうと思っておりますので、そういうものが確保するようにお願いをして、私の質問は終わります。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

1番 吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

今回のこの条例改正で読み解くと、今まで4メートルだった普通の道路を、自転車通行帯を除くという記載があることで、1.5メートルを足した5メートル50ないし、どうしても取れない場合は5メートルといったような部分の改正かなと思うんですが、市内にかなりあるのか、1か所、2か所ぐらい該当する。この条例で、今、条例改正において改良が必要となる道路がどの程度あるのかということが把握されているのか、お聞きします。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

ちょっとお答えになるか分かりませんが、今、条例の改正に伴いまして、必要な自転車道がその

まま設置できる道路がございまして、それについては自転車道を設置する方向で今検討を、事業をする予定になっております。

条例を改正することによりまして、自転車活用推進計画を策定するわけですが、それに策定された自転車道を設置すべき路線につきましては、幅員が足りないところも、拡幅を含めて、これについては重点配分ということで国のほうから補助を受けることができますので、それを活用して拡幅していくということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

12番 河村志信議員。

○12番（河村志信君）

2人の議員の質問とダブる部分がありますが、私も趣味で自転車に乗る立場としまして、昨今の自転車に対する反則金、2026年の4月1日より反則金として青切符が切られる。これは通学される子どもさんにも適用されるという中で、こういう形で自転車の通行帯を、ある意味厳しくするというか、きちんとしていくと。よく感じるのが、実際、車道を走るよりも歩道があれば歩道を走ったほうが安全というケースがあるんですけど、実際、軽車両である以上は車道を走れと。

その中で、この自転車通行帯が決められるということはいいいわけなんですけど、よくなるわけなんですけど、先ほど来の質問のとおり、実際その幅が取れない、1.5メートルを取れ、4メートルプラス1.5メートル、6条の3でいけば、取れない場合は1メートルというような形で規定された場合、吉村議員にダブりますけど、現状の中の今後考えられる道路と、それから実際いろいろな方面から皆さん、高校生、一部中学生もですけど、自転車通学をされている方にとって、本当にこれが有効に働くのか。

よくこういう法律等で感じるのが、実質あまり効果がないというか、実現されていないということも多々あるわけなんですけど、その辺も含めて本格的に全自転車の走る可能性のある道路を、今後幅を広げるだとか、予算をつけて見直すだとか、そういうところまで踏み込んだ形の条例改正なのか、国のほうで決まったから、どっちかという都市部では確かに幅広い道路があつたりするんですけど、果たして本巢市にとってこういう形で自転車通行帯が条例規定されてくると、非常に自転車で走る立場としては非常に悩むところで、その辺も見えているのか、今後の計画でやられるのか、その辺をちょっと質問したいと思います。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

先ほどもちょっと述べさせていただいた自転車活用推進計画につきましてこれから定めますので、その中で自転車の通行帯を整備すべき道路を整理いたしまして、整備を進めていくということでございます。

国道・県道につきましては、国や県において整備されますので、市の計画においてはそれも踏ま

えて策定することになるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

11番 高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

すみません。1点だけ少し今の流れの中で、この条例の中に自転車交通量の多いという表現があるんですけど、この辺の多いという認識はどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。具体的に多いという抽象的な表現なんですか。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

そちらのほう、法律のほうでも地域の実情に応じたという表現になっておりまして、今後、推進計画の中でどこまでの線引きをするかというのも検討していくことになると思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

1番 吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

家の外構をいじるときに、道路から2メートルのセットバックという規定があると思うんですけど、その基準というのは、道路幅4メートル取れるようにという基準の下、道路センターから2メートルは構造物のやり替えができないよというようなセットバックの規定があると思うんですけど、例えば自転車通行が多いなと思うところで2メートルやったとて、その後、自転車用通行帯を設置することが1.5メートル取ろうと思うと難しいと思うんですが、この条例改正に伴い、セットバックの規定も変わって今後検討され、変える予定なのかどうか、お聞きします。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

現段階におきまして、そのセットバックについてまではまだ考慮していないんですが、ちょっと今後必要であれば検討していきたいと考えております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

この全てのものを実行しようということは非常に難しいであろうと思うし、なかなか難しい財源もあるんですけども、この条例を改正する前から、自転車に対する云々というのは前々からあ

ったわけであります。この本巢市においてこの条例が出てきたわけでありますけれども、これに伴うような工事計画等々が現実にあるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

これまでの条例の範囲内で整備する中で、ちょうどこれに見合った自転車道が設置できる道路の計画が1路線ございます。それ以外の路線につきましては、この自転車活用推進計画の中で定めて、自転車道の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（道下和茂君）

ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員です。御着席ください。したがって、議案第49号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第51号及び日程第11 議案第52号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第10、議案第51号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について及び日程第11、議案第52号 令和7年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

まず、議案第51号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,069万円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、企業版ふるさと納税寄附金及び後期高齢者医療療養給付費負担金精算金の新規計上、普通交付税、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び前年度繰越金の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、旧糸貫分庁舎解体撤去に伴う建物解体費用算出業務委託料及び過年度の国県補助金負担金に係る還付金に伴う還付金等の新規計上、また財政調整基金積立金、市外認定こども園利用者の増加に伴う保育実施委託料、また物価高騰に伴う学校給食賄材料費及び地産地消事業賄材料費の増額でございます。

次に、議案第52号 令和7年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,883万7,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金の増額、国民健康保険基金繰入金の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、前年度県補助金の還付金に係る還付金等の増額でございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

日程第12 認定第1号から日程第19 議案第54号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（道下和茂君）

日程第12、認定第1号 令和6年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第19、議案第54号 令和6年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、令和6年度本巢市の各会計決算の認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の剰余金の処分につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和6年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は210億7,547万5,627円、歳出総額は198億4,827万9,650円、歳入歳出差引残額は12億2,719万5,977円でございます。

次に、認定第2号 令和6年度本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は33億8,337万1,247円、歳出総額は33億2,460万4,604円、歳入歳出差引残額は5,876万6,643円でございます。また、施設勘定の歳入総額は2億2,464万2,552円、歳出総額は2億1,496万1,340円、歳入歳出差引残額は968万1,212円でございます。

次に、認定第3号 令和6年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてございま

す。

歳入総額は5億7,645万9,792円、歳出総額は5億7,062万1,845円、歳入歳出差引残額は583万7,947円でございます。

次に、認定第4号 令和6年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は5億33万2,296円、歳出総額は3億4,606万3,415円、歳入歳出差引残額は1億5,426万8,881円でございます。

以上、一般会計決算及び特別会計決算の4案件につきましては、去る7月1日から25日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

続いて、認定第5号 令和6年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は9億1,443万8,510円、収益的支出は8億1,614万3,282円でございます。また、資本的収入は2億3,288万7,525円、資本的支出は6億3,678万7,621円でございます。

次に、議案第53号 令和6年度本巢市水道事業会計剰余金の処分についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度本巢市水道事業会計決算に基づく剰余金の処分を行いたいので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第6号 令和6年度本巢市下水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は12億6,343万7,737円、収益的支出は12億123万4,328円でございます。また、資本的収入は3億5,085万4,450円、資本的支出は4億8,981万2,007円でございます。

次に、議案第54号 令和6年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度本巢市下水道事業会計決算に基づく剰余金の処分を行いたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の2案件につきましては、去る6月25日、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認並びに議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩をいたします。10分間休憩いたしますので、11時15分より再開をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開をいたします。

認定第1号から認定第5号及び認定第6号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員に決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、令和6年度決算等審査意見について申し上げます。

今回審査しましたのは、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和6年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された令和6年度基金の運用状況、また地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度本巢市公営企業会計決算であります。

なお、監査委員の意見につきましては、一般会計及び特別会計は、認定第4号 令和6年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の後に、また公営企業会計は、議案第54号 令和6年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分の後にそれぞれ添付されております。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況から申し上げます。

審査は、令和7年7月1日から7月4日までの4日間、本巢市役所3階第1会派室において実施しました。

また、7月25日にはもとまるパークに出向き、実地審査を行いました。

審査内容については、もとまるパーク整備事業・管理事業として整備した施設の状況等について審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りがないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務についても適正に行われていること、基金の運用状況についても妥当であることを確認いたしました。

なお、各会計の審査意見の詳細につきましては、議案の概要として提出しました決算審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

初めに、一般会計に特別会計を合わせた総計決算額については、歳入257億6,027万9,000円、歳出243億453万1,000円であります。形式収支は14億5,574万8,000円、実質収支は11億4,710万円で、いずれも黒字となっており、単年度収支については5億4,687万1,000円の黒字となっています。

この結果、当年度の主な財政分析指数を見ますと、財政力指数は0.530で、前年度と同ポイントであり、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は88.7%で、前年度に比べ0.5ポイント低下しています。このことは、財政力指数においては一般的な指数の目安となる1には及ばず、また経常収支比率においても一般的な指標の目安となる75%を超過しています。今後、高齢化による社会保障関係経費の増加、老朽化した公共施設の再整備など様々な課題を踏まえ、財源を確保するためにも経常収支比率を一定程度に保つよう努められることを望みます。

次に、市債等の過年度分を含めた滞納繰越額の年度別推移を見ますと、住宅使用料、後期高齢者医療保険料は、ここ数年増加傾向が続いております。市民税は3年度一時減少したものの、再び増加傾向にあり、固定資産税、軽自動車税、学校給食費は当年度増加しています。一方で、保育料負担金、国民健康保険税は当年度減少しています。

次に、一般会計における不納欠損額は、前年度に比べ1,101万1,000円で71.6%減少しており、これは主に市税で539万1,000円で55.3%減少し、住宅使用料、学校給食費が皆減したことによるものであります。特別会計では、国民健康保険特別会計で514万9,000円で256.0%、後期高齢者医療特別会計で9万円で219.5%増加しています。今後も、不納欠損処分に当たっては、本巢市債権管理条例に基づき、統一的な基準による債権放棄等、適正な債権管理に努められることを望みます。

また、これに加えて収納体制については、関係部署が適正な債権管理を通じて、滞納の未然防止や徴収率向上のための取組を推進することを望みます。

次に、歳出決算における歳出構造を見ますと、義務的経費を除いた経常的経費の割合は36.8%で、前年度に比べ8.3ポイント上昇し、投資的経費の割合は14.6%で16.2ポイント低下しています。

今後も引き続き経常的経費の節減を図り、財政が硬直化しないよう、弾力性のある財政の維持に努める必要があると考えます。

次に、市債の発行については、当年度一般会計で13億8,365万4,000円、特別会計全体で750万円を発行している一方で、償還元金は一般会計で16億4,796万9,000円、特別会計全体で1,769万7,000円となっています。

また、農業集落排水事業が公営企業会計に移行したことにより、農業集落排水下水道事業債が皆減となりました。

その結果、当年度末における市債現在高は、一般会計で232億447万6,000円、特別会計全体で4,375万6,000円、合わせて232億4,823万2,000円となりました。前年度に比べ、25億4,552万円で9.9%減少しています。

引き続き、歳入に応じた形での投資を念頭に、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、適正な市債管理に努められることを望みます。

次に、不用額については、一般会計10億4,488万4,000円と特別会計1億3,685万3,000円と合わせた総額で11億8,173万7,000円となり、前年度より1億4,815万6,000円で11.1%減少しています。

予算執行については、現状を把握しつつ、事業進行に見合った適切な執行に努めるとともに、資金の運用活動など適正な運用がなされることを期待します。

最後に、一般会計の当年度決算は、寄附金や繰入金、諸収入等の増加により、自主財源については増加し、市債等の大幅な減少により、依存財源については減少となっており、金額ベースで捉えると全体で12.8%減少しています。

また、経常的収入が増加しているのに対し、経常収支比率が88.7%で、前年度に比べ0.5ポイント低下しており、この比率は75%程度の数値が妥当と言われていることから、財政の硬直化を進行させないため、経常的経費の縮減に努めるなど、さらなる改善を期待するものであります。

当年度、ふるさと納税が初めて10億円を超えました。このような厳しい財政状況下で貴重な自主財源であるため、今後も新たな返礼品の開発等を進め、さらなる寄附金の確保に努められて、加えて、未利用財産の売却や貸付けなどによる自主財源確保にも努められることを望みます。

さらに、事務事業評価に基づいた選択と集中によって、予算の効率化かつ効果的な執行と経費節

減を進め、持続可能な財政運営を目指していただくことを望みます。

なお、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対応するためにも、行政サービスの効果と効率を高める取組が必要であると考えます。その一環として、さらなるDX推進を図られ、そして最小限の経費で最大限の効果を上げることを目指し、職員一人一人が高いコスト意識を持ち、事業に取り組まれることを期待するものであります。

続いて、公営企業会計決算について申し上げます。

審査は、令和7年6月25日に本巢市役所3階第1会派室において実施しました。

また、同日現地に出向き、本巢市ひばり・北町公園で整備された水道事業会計の緊急時用連絡管拡張工事、本巢市下水道施設で導入された下水道事業会計の太陽光発電設備の現地審査を行いました。

審査内容については、工事内容及び導入状況等について審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度末の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

なお、各会計の審査意見の詳細については、議案の概要として提出しました決算審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

初めに、水道事業会計決算から申し上げます。

当年度の事業実績を見ますと、給水人口は2万9,907人、給水戸数は1万1,177戸となり、前年度に比べ、給水戸数は60戸、0.5%増加しましたが、給水人口は325人、1.1%減少しています。また、年間配水量は445万5,328立方メートルで、前年度に比べ0.1%減少し、年間有収水量も313万1,611立方メートルで0.4%減少しています。

その結果、有収率は70.3%で、ここ数年低下傾向となっていますことから、人工衛星やAIを活用し改善を図っているが、上昇には至っていません。

このことから、今後も人工衛星やAIによる漏水調査の活用方法の改善に取り組み、早期修繕に努めていくことができるよう望むものであります。

一方、経営面では、営業収益は5億381万5,000円、営業費用は7億5,438万8,000円で、前年度に比べ営業収益は7,090万円で16.4%の増加、営業費用は450万9,000円で0.6%の増加となっています。

この結果、費用が収益を超えることとなり、営業損失としては2億5,057万3,000円となり、前年度に比べ6,639万1,000円の減少となっています。これは料金改定による効果と考えられます。

次に、財政状態を見ますと、当年度は3億2,911万4,000円の建設改良事業が行われていることから、前年度に比べ1,845万9,000円で5.9%の増加となっていますが、この財源は企業債及び国庫補助金、負担金等によって賄われるため、財政状態としては大きな変動はないと言えます。

また、短期債務に対する支払い能力を表している流動比率及び酸性試験比率については、ともに前年度に比べ数値は低くなっていますが、流動比率については必要な要件を満たしており、また酸

性試験比率については、依然として信用性度の高い数値となっている状況であります。

最後に、水道事業については、令和6年4月に2回目の料金で料金改定が行われ、給水収益も増加しているところであります。しかし、今後も給水人口の減少、節水意識の向上による節水機器の普及に伴う給水収益の減少に加え、水道施設の老朽化対策、管路の計画的な更新に多額の資金が必要となることを見込まれることから、さらなるDX化の推進を図り、持続的かつ安定的な経営に努められ、今後一層の経営合理化・効率化による経営基盤の強化を図ることを望むものであります。

次に、下水道事業会計決算について申し上げます。

当年度の事業実績を見ますと、加入戸数は7,805戸、水洗化人口は1万4,801人となり、前年度に比べ、加入戸数は4,979戸で176.2%増加し、水洗化人口も9,610人で185.1%増加しています。これは令和6年度より農業集落排水事業が公営企業会計に移行したことによるものであります。これにより、水洗化率は66.4%となり、これは類似団体の平均値に及ばない状況が続いています。また、年間汚水処理水量は前年度に比べ145万8,966立方メートルで203.1%増加しています。これも農業集落排水事業が公営企業会計に移行したことによるものであります。

次に、経営面では、営業収益が2億5,756万2,000円、営業費用は10億8,026万4,000円で、前年度に比べ営業収益は1億6,486万1,000円で177.8%増加し、営業費用は7億5,959万3,000円で236.9%増加しています。これは主に農業集落排水事業が公営企業会計に移行したことによるものであります。

この結果、費用が収益を超えることとなり、8億2,270万2,000円の営業損失となっています。

次に、財政状態を見ますと、短期債務に対する支払能力を表している流動比率及び酸性試験比率については、それぞれ必要な要件、理想比率には達していない状況であり、ここ数年改善傾向にありましたが、当年度は農業集落排水事業が公営企業会計に移行した影響であり、令和4年度の数値まで落ち込んだ状況であります。

次に、当年度末の会計決算を見ますと、一般会計から5億2,372万8,000円の補助金の繰入れが行われたことにより、6,762万8,000円の純利益が計上され、昨年度に引き続き黒字の状態ですが、企業債の償還に加え、下水道施設及び下水管渠の老朽化対策など引き続き多額の投資が避けられない事業の実態を考慮しますと、今後はいかにして一般会計繰入金に過度に依存しない財政基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていくことが課題と言えます。

最後に、令和6年4月には農業集落排水事業が公営企業会計に移行し、経営状況、財政状況がより明確化されることになりました。また、新たな下水道施設の敷地を利用した太陽光発電設備導入により営業外収入を確保し、さらに植栽維持管理費の削減にもつなげたところであります。しかし、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や人口減少に伴う料金収入の減少など、ますます厳しい経営状況が予想されることから、効率的かつ効果的な事業運営に努め、長期的に安定した持続可能な下水道事業の推進を望むものであります。

以上で令和6年度決算等審査意見についてを終わります。

○議長（道下和茂君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑は、8月19日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 高田浩視議員。

○11番（高田浩視君）

すみません。1点お願いしたいんですけど、市債について、引き続き適正な市債管理を努められたいという御意見がございました。今、本巢市の合併特例債が発行できるということで市債が膨らんでいく中で6年度は残高も減ってきた。お聞きしたいのは、この基金とのバランスというものは適正であるのかどうかというのをどういうふうに判断していったらいいかということで、やっぱり金利が今後上昇してくる中で、公債費の増加、もしくは事務的経費が増えてくることで経常収支比率も上がってくるんじゃないかというふうに思っている中で、やっぱり今後、市債を返済していく中で、基金とのバランスについて適正であるかどうかというお考えはどうなんでしょうか、お伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（道下和茂君）

代表監査委員に即答はできますか。

○代表監査委員（三田村晃司君）

私の感想だけなら申し上げます。ただ、それが正しいかどうかは分かりません。というのは、類似団体との比較、もしくは国の基準との比較だろうと思います。それからすると、基金はここ数年で減少していることは間違いないですね。私が監査委員になったときは、多分100億近くあったと思います。今は70何億だから、減少することは間違いないです。ただ、そのバランスについては、市債との兼ね合いで正しいかどうかという判断は、私には今はできないという回答です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

12番 河村志信議員。

○12番（河村志信君）

私は昭和の生まれでございまして、どちらかと言えばアナログ人間、機械のほうもタブレット等の導入で、今後、ペーパーレスとかそういうのは進むかと思いますが、ただ心配しますが、例えばDXでシステムを導入すれば、逆に地元の企業さんとかでは対応できないシステムの構築だとか改修だとか、そういうものは委託せざるを得ないという中で、逆にそういう経費が今後膨らんでいくんじゃないかと。それも一回やればじゃなくて、定期的にも今後も委託してやらんとすれば、そういうものというのはどういうふうに、今後DXというのは大事だとは思いますが、その辺をどういうふうに我々は理解していったらいいかというのをちょっと。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質疑内容につきましては……。

○代表監査委員（三田村晃司君）

D Xを進めることについての御異議があるという考えですか。それとも、それに対する経費がかかるという話ですかね。

後のほうですね。

それは、かかるにしてもD Xを推進するほうが全体としては減るという考えだと私は思っています。

○議長（道下和茂君）

ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

1 番 吉村議員。

○1 番（吉村知浩君）

一般会計において不納欠損額が減少したとありますが、これはいいことと捉えていいものなのかどうか。

○代表監査委員（三田村晃司君）

原則的には、不納欠損が減ったということはいいことです。ただ、それは結果であって、不納欠損にならない努力をするのが収納体制であったりすることだと思うので、それが大事だと思います。

もしなかったなら、さっきも申し上げましたが、債権管理条例によって適正に処理するというのが正しい道だと思います。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本議員。

○13 番（鰐本規之君）

今、報告の中で、ふるさと納税が大分増えているというようなことが報告をされているわけでありまして、10億、当初は2,000万円ぐらいから始まったかと思っているわけでありまして。これは職員の努力等々によってここまで増えてきたわけでありまして、当初の目的は、災害が起きたり、そういう地域に対してふるさと納税で支援をしましょうというような形が当初の目的だったと思っております。それがだんだんと変化をしていきまして、財源確保の方向性に変わりつつある。

本巢市も、当初のころはふるさと納税にあまり議員としても前向きではなかったけれども、よその自治体等々がふるさと納税をすごく力を入れたことによって、本巢市に入る財源がよそに流れていくということもありまして、見直しを図るように努力をしてきた中において、目標額として10億という目標額を立てたわけでありまして、今この目標額が10億という金額になったことについて、過去最高であるけれども、私の気持ちとしては、今の時世からいくと30億ぐらいまでと

いう思いをしておるわけでありますけれども、監査委員としての思いはどのようなものか、お伺いをいたします。

○代表監査委員（三田村晃司君）

ふるさと納税に積極的かということ、そういうわけではないです。ただ、現状を見ると、やはり大事な自主財源です。制度がある以上、本巢市として推進するのは当然だというふうに思っています。

それで専門の職員を配置して、今の10億になったということは大変評価できると思います。今後増やしていくべきだというふうには思っております。ただ、30億はちょっとあれですけど、増やしていくべきだというふうには私は思っております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

本巢においては、本巢市の財産である土地・建物も結構あるわけであります。その土地・建物が未使用になっていることもあるわけであります。これを売却したりして処分することについてのメリットは、監査委員としてどのように思われるのか、お伺いをいたします。

○代表監査委員（三田村晃司君）

述べましたけれども、未使用財産をそのまま放置することは、市としてはいけない、何もしない、無策だというふうに思っております。処分することによって、それを売却して固定資産税も得られますし、企業によれば多分雇用の創出にもなるかもしれません。

積極的に、速やかにという言葉が正しいかどうか分かりませんが、本巢市にある未使用財産は、適正な処分をするべきだというふうに思っております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

4番 飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

令和6年度に水道料金の改定を行いまして、一般会計からの補助金が減少しましたが、経営面としては受益者負担の原則に基づいて改善傾向に転じている認識でよろしいでしょうか。

○代表監査委員（三田村晃司君）

そのとおりです。

営業収益でいうと7,000万ほど増えました。料金改定によって増えたので、一般会計の繰入れが4,000万弱減りました。それで利益を出してきました。これが適正かと言われると、ちょっと判断に苦しみますが、より受益者負担に近づいたというふうに思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

今は水道でしたけど、下水道に関しての受益者負担はどのようにお考えですか。

○代表監査委員（三田村晃司君）

下水道負担は、より繰入金が多いと思います。これも、いつの時期かに料金を見直すときが来るだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之君。

○13番（鰐本規之君）

今、水道料金等々の報告もあったわけであります。その水道料金の中においては、6年度においては2回料金改定を行ったということであります。

また、その中に有収率というのが70%そこそこということだったんだけれども、私の記憶の中においては、過去において78%ぐらいまでいっていたと思うわけであります。この給水率がだんだんだんだん下がってきている。下がってきているということは、経費だけが増えて収入が少なくなっているであろうと思うわけであります。

その中で、改善方向に向かっていると言われているけれども、これが本当に改善方向に向かっているのかということ。また、料金の値上げを2回しているけれども、この料金の値上げ、この料金の体系自体が、会計監査員としてこの程度がいいのか悪いのか、もし御意見があれば伺いたいと思います。

○代表監査委員（三田村晃司君）

有収率については、数年来指摘をしてきました。その結果、いろんな方法、さっき意見を述べましたけれども、DXの活用などによって努力をされております。これは事実です。ただ、それが数値に表れているかという、今のところ目立っては表れていません。さらなるDXの推進によって漏水調査に取り組むべきことは述べました。

あと、料金体系については、私の知る限り、岐阜県内で本巣市の料金は決して高いほうではないというふうに認識しております。ということは、受益者負担が少ないというふうに考えられると思います。だから、上げられたことは賢明であったというふうには考えております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

代表監査委員は自席へお戻りください。

日程第20 発議第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第20、発議第7号 本巢市役所旧本庁舎の解体整備に関する決議についてを議題といたします。

発議第7号について、提出者に説明を求めます。

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

今、会計監査の人からの質問等々、また意見等々を聞いておりまして、自分がやるべきことが少し頭の切替えが遅れまして申し訳ありませんでした。

発議第7号ということであります。

本巢市役所旧本庁舎の解体整備に関する決議について。

会議規則第13条の規定により、本巢市役所旧本庁舎の解体整備に関する決議を別紙のとおり提出をするものであります。

提出者は、私、鰐本規之。賛成者は、河村議員はじめ記載のとおりであります。

提案理由につきましては、本巢市役所旧本庁舎の解体整備に関し、旧本庁舎は設備としては使用せず、解体することが最良であり、これに基づき行動指針を定め、推進することを提案するものであります。

令和6年7月に本巢市民の安全と安心、そして市民に寄り添い、市民と共に歩み、窓口でのワンストップサービスの実現に向けてと、またいざというときの防災拠点施設としての市民の命を守るべき使命に基づき、市役所新庁舎を本巢市早野地区に完成をしました。旧庁舎の活用方法なしに新庁舎完成は、市民の理解は得られないと思っております。

よって、旧庁舎の活用方法を速やかに出すことが、市民からの負託であると考え次第であります。

市当局からは、旧真正分庁舎はもとす広域連合や外郭団体の事務所などに利活用が図られているとの報告を受けており、また旧糸貫分庁舎においては、施設などは老朽化により利活用が見込めず、公民館施設も含め解体するとの報告を受けているわけであります。

しかるに、旧本庁舎の活用方法については、いまだ結論が出ていないのが実情であります。現施設は、外壁タイルの剥離落下や施設内の設備の老朽化により改修しなければ使用できない状況であります。改修には多額の経費が必要となります。改修を行ったとしても、長くは使用できない。また、合併の意義である目的を失うことにもなり、市民からの要望である市民ギャラリーは、隣接する旧本巢保健センターを改修することで可能になると考えられます。

いずれにせよ、未使用施設を活用なしに保有することは余分な経費を持ち続けることであり、市民サービスの低下を防ぐことにもなります。経費の削減を進める必要があり、市民からのお預かりした税金を有効活用するためにも、旧本庁舎の速やかな解体整備を強く求めるものであります。

市長におかれましては、速やかに実行に移されることを強く求めるものであります。

以上、決議する。以上であります。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

旧本庁舎の解体整備を求めるということですが、その旧本庁舎というのは、築年数はいかほどでしょうか。

○議長（道下和茂君）

鏑本議員、年数。

○13番（鏑本規之君）

私ではよく分かりませんので……。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質疑につきましては、提出者から即答しかねますので、執行部から回答させていただいてよろしいですか。

それでは、総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えのほうを私のほうからさせていただきます。

旧本庁舎につきましては、平成2年、1999年の建築でございまして、現在35年が経過しておるところでございます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

14番 臼井悦子議員。

○14番（臼井悦子君）

ただいまの決議案によりますと、当初、市民ギャラリーを旧庁舎にというような市民の要望がございました。現状を聞きますと、いろいろ整備が大変ということで、改修には大変な多額の費用が必要ということで解体ということを決議されたということではございますが、その中に、文章の中で市民からの要望である市民ギャラリーへの改修というふうにはございますが、この旧本巢保健センターを改修するというような内容もございますが、これはどのような考えでこのような改修という文言が書かれているのか、少し詳しくお答え願いたいと思います。

○13番（鏑本規之君）

私も地域を歩いて、700名の市民の方から、何とか旧庁舎を利用できないかというような請願も

出されたということを伺っております。市民ギャラリーとして利用できないかということで、市民からの署名活動で700名からの署名が出て、それを市のほうに持っていったと聞きました。そのことについて、行政から何ら回答が得られていないということで、非常に不満的な声を聞いたわけがあります。

その中において、この市民ギャラリーを市民の声に添えてどうしようかなということを考えたときに、今ここでも述べさせてもらったとおり、旧本巢保健センター、隣の施設でありますけれども、その施設の中を少し改良をして、使いやすくすれば可能であろうなという思いをしております。一旦そういうふうにして、なおかつ狭いようであるとするなら、隣の土地も更地になっておりますので、増築ということも考えられるだろうというふうに思っております。

何にしても、私の試算の中においては、解体費用と、それを10年、20年持ちこたえるように外壁を落ちないようにする等々、私なりに試算をしたところ、約1億5,000万ぐらいかかるわけであります。それに、もう一つのものとして、剥離できないように、タイルが落ちないようにするには、結果としてはタイルとひっつけてあるところの間に水が入る。その水がたまっているところに、寒くなると、凍ることによって氷が膨張する。水が膨張することによって、剥離は止まることはないですよというような御意見も伺いました。

だとすると、改修を行うだけではなく、その後に水が入らないようにすることもしなければならぬということになると、これは私は専門ではありませんけれども、結構高額な金額が必要となるであろうというふうに思っております。

また、解体費用等々についても、私なりに業者の人に見積りをしたところでもありますけれども、直すのと壊すの、また全てのものが使えるようにするということについては、解体をして、逆に言うなら新たに造ったほうが安くつきますよというふうなことを聞いております。

その中において、市民の要望である700名もの請願があったことを議会としても要望に応えたいという中においては、やはり旧本巢保健センターをもう少し有効利用して、何とか経費節減をしながら市民の要望に応えたいなという思いで、今回このような提案をさせてもらったわけでありますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

1番 吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

今回該当となる本庁舎跡地の面積は、どの程度の面積となりますか。

○議長（道下和茂君）

答弁者、分かりますか。

○13番（鰐本規之君）

お答えをさせていただきます。

私の思いとしては、跡地利用は、消防署をそこに建てればいいかなというふうに思っているわけであります。今、駐車場等々のところは借地ともなっています。借地に消防署を建てようとするなら、永久的に借地が存在するわけでありますので、借地が手に入れば別として、なかなか借地が手に入らないということになれば、当然解体した後にそこに消防署を造りたいという思いはあるわけでありますけれども、このことについては行政のほうも何らかの思案があるかと思しますので、もしあるとするなら……。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質疑については面積の質疑でございましたので、数字ですので、総務部長のほうでひとつお答え願います。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

解体後の面積でございますが、本庁舎自体の建築面積……。

〔サイレン吹鳴〕

○13番（鰐本規之君）

終戦でございますので、黙祷を、皆さん御協力のほどお願いいたします。

〔黙 祷〕

○議長（道下和茂君）

ありがとうございました。着席ください。

○総務部長（村澤 勲君）

すみません。途中になって申し訳ございません。

面積の話でございますが、旧本庁舎の建物自体の建築面積、こちらは約2,000平米となっております。それで、その建物以外にも倉庫とか、庁舎の南側には池ですとか、ちょっとしたスペースもありますので、敷地面積は恐らくですけども、この2,000平米の倍近い面積になるのではないかなというふうに思っております。

それから、跡地利用の話も、鰐本議員さんが述べられましたけれども、そういった分署の候補地というような考え方もあるところでございますけれども、こちらにつきましては、6月議会の最終日の全員協議会でも少しお話をさせていただきましたが、今の北分署、確かに岐阜市に事務委託したときに再編計画ということで、建物も古いので今後10年以内に新しい建物をということでございましたけれども、北分署の建物自体の状況が比較的良好ということもありますので、こちらにつきましては、また今後その辺も勘案しながらいろいろと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

それでは、お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員です。お座りください。したがって、発議第7号 本巢市役所旧本庁舎の解体整備に関する決議については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21 議員派遣について

○議長（道下和茂君）

日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員派遣をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

8月19日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後0時04分 散会